

7. 子ども向けの制度を知る

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

がんを含む小児慢性特定疾病の治療にかかった費用のうち、世帯の所得税額に応じて支払う自己負担金額を超えた部分を助成する制度です。対象となるかどうか、かかりつけの医師に相談しましょう。

 [問い合わせ先](#) 各市の福祉相談窓口  P96
各町村管轄の福祉事務所  P99

対象となる人

18歳未満の児童(引き続き治療が必要な場合には20歳未満の者も含む)

対象の条件

生計の中心者の所得に応じた月額負担があります。

(2) 特別児童扶養手当

一定の障害の状態にある20歳未満の児童を扶養する父母、または実際の養育者に対し、支払われる手当です。所得制限があります。

 [問い合わせ先](#) お住まいの市区町村の児童福祉関係窓口  P96

【支給額】

1級該当の障害児：月額51,700円、2級該当の障害児：月額34,430円



(3) 障害児福祉手当

重度の障害を持つため、日常生活に常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に対する手当です。所得制限があります。入院中の受給(申請)可否は市町村によって異なります。

 [問い合わせ先](#) お住まいの市区町村の障害福祉窓口  P96

【支給額】

月額14,650円

(4) その他の制度

疾病や治療によって、各団体の療養制度を利用できる場合があります。相談支援センター、または各団体へお問い合わせください。



■公益財団法人 がんの子どもを守る会療養費制度

治療期間が長期にわたることや、保護者の付き添いによる二重生活やきょうだい児の保育などによって生じる経済的負担に対し、療養費の援助をしています。

原則、療養援助委員会の審査会(年5回開催)で助成内容や金額を決定します。

がんの子どもを守る会  **03-5825-6312**

相談専用電話：平日(年末年始をのぞく)10時～16時

■公益財団法人 HLA研究所「淳彦基金」

詳しくはP76をご参照ください。

■佐藤きち子記念「造血細胞移植患者支援基金」

詳しくはP76をご参照ください。

■アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度

高校生を対象に返還不要の奨学金を給付する制度です。小児がん経験者は、「18歳未満で小児がんを発症し、経済的援助を必要とする方」、がん遺児は、「主たる生計維持者をがん（悪性腫瘍）で亡くし、経済的援助を必要とする方」などが対象となっています。詳しい要件はご確認ください。

【応募に関するお問い合わせ先】

公益財団法人 がんの子どもを守る会 ☎ **03-5825-6311**

受付時間：月～金曜日（祝日をのぞく）10時～17時

【その他寄付などに関するお問い合わせ】

アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）広報部 社会公共活動推進課

☎ **03-5908-6413**

受付時間：月～金曜日（祝日をのぞく）10時～17時

7

子ども向けの制度を知る



じんじん じんじん

さかや みじくわ

酒屋ぬ水喰てい

う
落ていりよー じんじん

下がりよー じんじん

（じんじん）